

広報資料
令和7年11月28日
橋本警察署

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和7年11月27日（木）

2 発生日

令和7年11月26日（水）午前10時ころから

令和7年11月27日（木）午後2時5分ころまでの間

3 被害品

現金 合計49万8,500円

4 被害者

橋本市内居住 40代 男性

5 状況

被害者は、資金融資を受けるため、令和7年11月26日、インターネット上で見つけた融資会社にアクセスしました。

すると、相手方から、電子メールでSNSのアカウント情報が届いたため、その後はSNSでやりとりをするようになりました。

被害者は、当初、35万円の融資を申し込むつもりでしたが、相手から「融資を増額することができる。そのためには利子分の7万円を支払って欲しい。」等と言われたことで、令和7年11月27日、相手から指定された口座に7万円を振り込みました。

その後、相手から「振込時の依頼人名に不備があった。きちんと入力して振り込んで欲しい。」等と言われ、融資を受けるために、相手から指定された口座に、3回にわたり現金合計42万8,500円を振り込みました。

ところが、融資が実行されなかつたので、家族に相談したところ、「それは詐欺だ。」と言われ、昨日、当署に届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

見知らぬ人からの「友達申請」や「副業紹介」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「必ず儲かる」、「保険料を還付します」といったことや今回のように融資に関する連絡があつても融資の前に相手から保証金や手数料などを要求される場合、詐欺の可能性がありますので、すぐに『ちょっと確認電話』にて確認してください。